

～特別徴収(年金から差し引き)されている方へ～

平成21年1月から口座振替へ変更することができるようになりました。

後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金から差し引き)によりお支払いいただいている方は、申し出により口座振替への支払方法の変更ができます。

平成21年度 後期高齢者医療保険料のお支払い方法について

後期高齢者医療の保険料は、**特別徴収**(年金からの差し引き)又は**普通徴収**(納付書又は口座振替)によりお支払いいただいております。

平成21年度の保険料のお支払い方法については、下記のとおりとなりますのでご確認ください。

【特別徴収の方】

平成21年4月より特別徴収により保険料をお支払いいただきます。

※ 申し出により口座振替へ変更することができます。

【普通徴収の方】

平成21年7月より普通徴収により保険料をお支払いいただきます。

また、現在普通徴収の方(年金受給額が年間18万円未満の方を除く)で、平成20年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、次のとおり平成21年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成20年4月2日～ 平成20年10月1日の間	普通徴収はありません	平成21年4月から(※1)
平成20年10月2日～ 平成20年12月1日の間	普通徴収はありません	平成21年6月から
平成20年12月2日～ 平成21年2月1日の間	平成21年7月	平成21年8月から
平成21年2月2日～ 平成21年3月2日の間	平成21年7・8・9月	平成21年10月から
平成21年3月3日～ 平成21年3月31日の間	平成21年7・8・9月	平成21年10月から

※1 本年1月末日までに、特別徴収から口座振替への支払方法変更の申し出を行っている方は、平成21年7月から普通徴収となります。

○平成20年度中に特別徴収から普通徴収へ変更となった方へ

平成21年度は、7～9月は**普通徴収**となり、10月以降は**特別徴収**により保険料をお支払いいただくこととなります。

また10月からの**特別徴収**については、申し出により、口座振替への支払方法の変更ができます。既に申し出を行っている方は、10月以降は引き続き普通徴収となり、申し出の必要はありません。

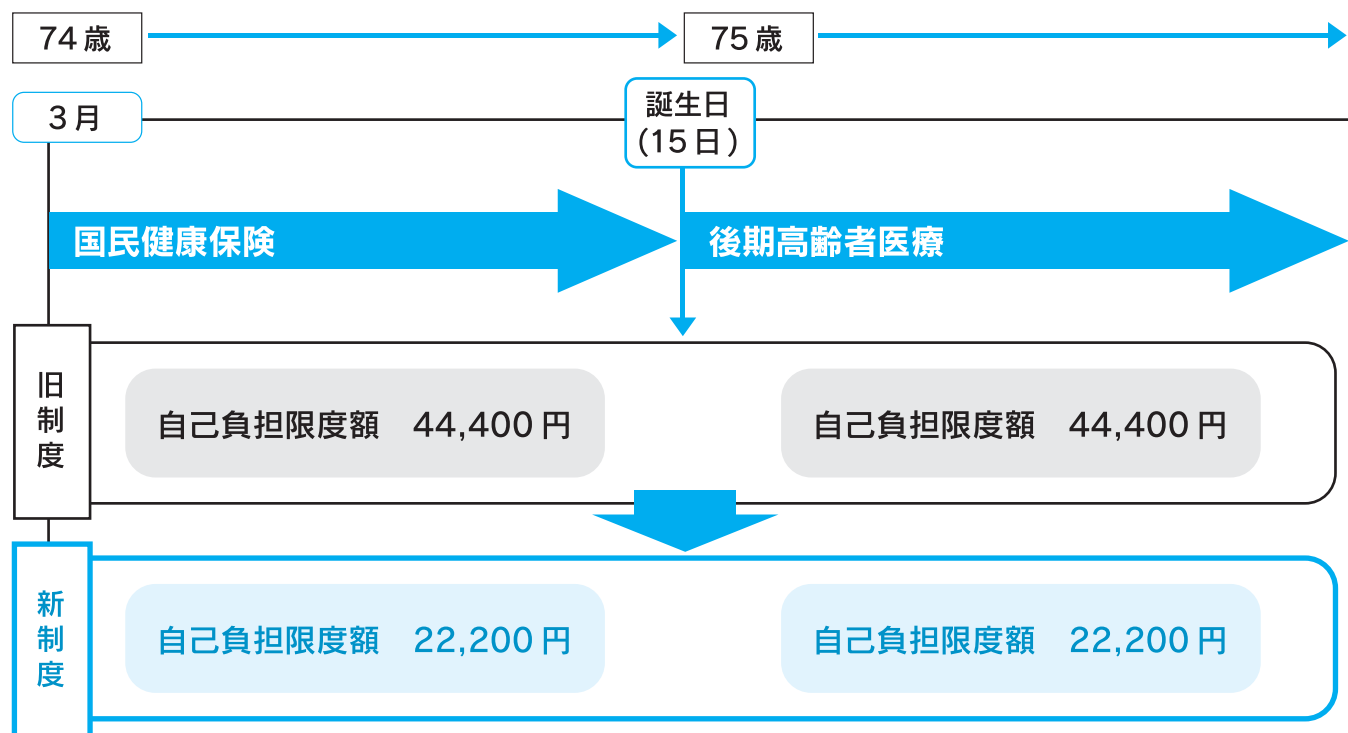
平成21年1月より75歳誕生月の自己負担限度額が半分にになります

平成21年1月より、75歳の誕生月に限り、75歳になるまでに加入していた医療保険制度（国民健康保険、社会保険等）と75歳以降の後期高齢者医療制度それぞれの高額療養費の自己負担限度額が2分の1となります。

※ 誕生日が1日の方は、誕生月に加入している医療保険制度が後期高齢者医療制度のみのため対象とはなりません。

※ 65歳から75歳の間に障害認定により後期高齢者医療に加入された方は対象となりません。

（例）平成21年3月15日に75歳になり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入となる方が1か月入院していた場合（1か月の自己負担限度額が44,400円の方の場合）



※ 75歳になられる方が社会保険等の被保険者本人だった場合、その被扶養者の方は国民健康保険に加入されることになります。その月に限り、その被扶養者の方も高額療養費の限度額が2分の1となります。

◆高額療養費とは…

1か月に医療機関の窓口にてお支払された金額（医療費部分）が自己負担限度額を超えた場合にその超えた部分を支給する制度です。後期高齢者医療制度では一度高額療養費の申請をしていただくと、翌月以降に高額療養費に該当した場合は登録された口座に自動的にお振込みいたします。

詳しくは、下記問い合わせ先までお問合せください

問い合わせ先 本 庁 税務住民課 国保年金係（内線513）
総合支所 税務住民課 住民係（内線752）